

事務局説明資料

2019年 1 月31日
金 融 庁

目次

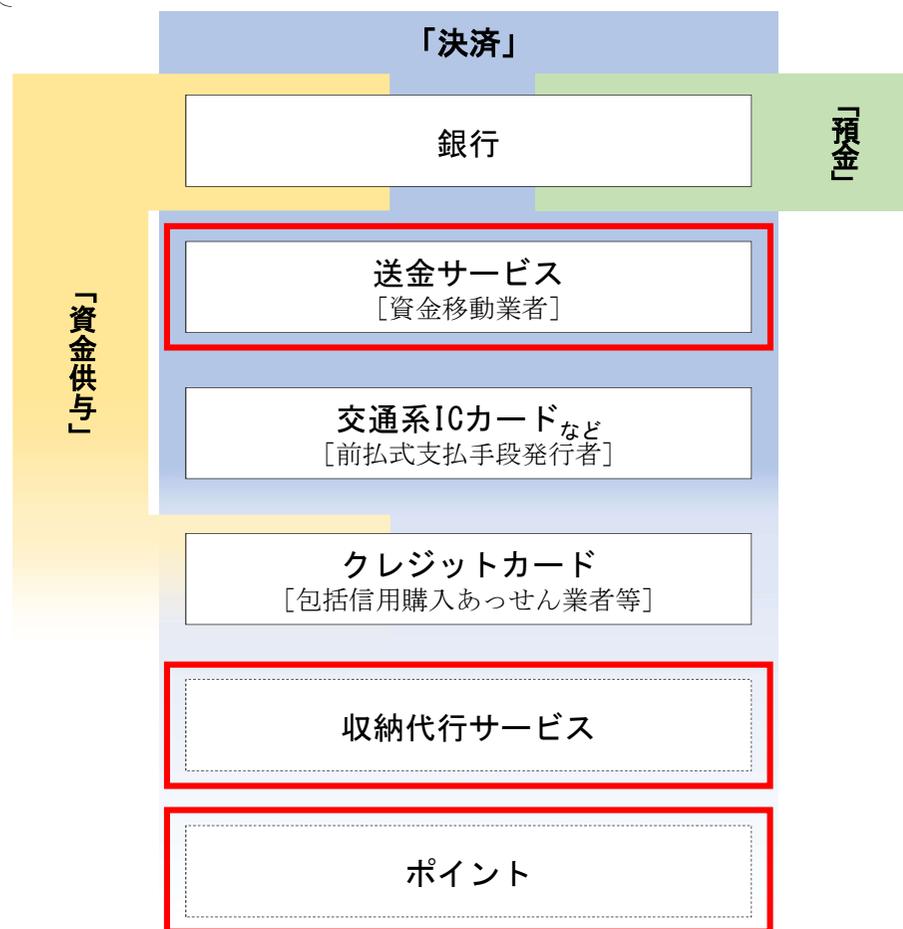
I 「決済」分野の検討の概観（再掲）	2
II 送金サービス〔資金移動業者〕の実態	4
III 収納代行・代金引換等、ポイント・サービス	8

「決済」分野の検討の概観（再掲）

- 様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が、過不足なく適用される法制の整備を検討。
- これを通じて、イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進していく。

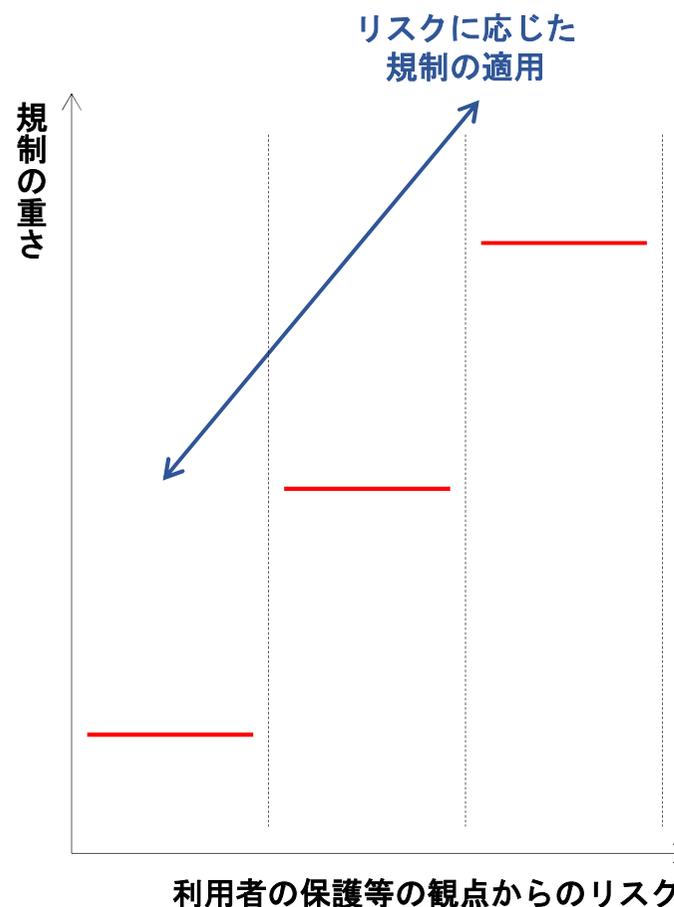
「規制の横断化」のイメージ

柔軟な「決済」サービス提供の障壁となる**規制の縦割構造を解消**するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによる**アービトラージを防ぐ**。



「規制の柔構造化」のイメージ

「決済」サービスの規模や態様によって異なる、利用者の保護等の観点からのリスクに応じた**規制を適用**する。



送金サービス [資金移動業者] の実態

資金移動業者の実態：登録業者の数

参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 2010年4月に施行された「資金決済に関する法律」に基づく登録を受けた資金移動業者は、現在64業者。
- ビジネスモデルは多種多様であり、例えば、①主として電子商取引（EC）サイトにおける決済に関するサービスを提供する業者もあれば、②主として外国送金に関するサービスを提供する業者もある。

資金移動業者登録一覧（2018年12月31日時点）

所管	登録年月日	資金移動業者名
北海道財務局	2012年12月12日	株式会社ジャックス
関東財務局	2010年4月1日	トラベレックスジャパン株式会社
	2010年4月1日	楽天株式会社
	2010年6月11日	株式会社ウニードス
	2010年7月30日	ジャパンマネーエクスプレス株式会社
	2010年11月15日	トランスリミッタンス株式会社
	2010年12月7日	SBIレミット株式会社
	2011年3月1日	Queen Bee Capital株式会社
	2011年4月11日	Speed Money Transfer Japan株式会社
	2011年5月18日	株式会社NTTドコモ
	2011年5月30日	株式会社クレディセゾン
	2011年6月21日	NTTスマートトレード株式会社
	2011年7月26日	ブラステル株式会社
	2011年9月12日	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
	2011年11月16日	株式会社シースクエア
	2011年12月7日	株式会社I-REMIT JAPAN
	2012年2月8日	日本ゲームカード株式会社
	2012年2月15日	株式会社Y&W
	2012年2月17日	株式会社マネーパートナーズ
	2012年2月27日	株式会社デジタル
	2012年3月28日	株式会社ジャパンレミットファイナンス
	2012年6月25日	CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社
	2012年8月1日	PayPal Pte. Ltd.
	2012年10月4日	ウエルネット株式会社
	2012年11月16日	株式会社ヒューマントラスト
	2012年12月21日	株式会社フォレックスジャパン
	2013年2月26日	株式会社イーコンテクト
	2013年6月17日	Unimoni株式会社
	2013年6月26日	株式会社Cashwell Asset Management
	2013年8月30日	株式会社N&P JAPAN
	2013年10月11日	メトロレミッタンスジャパン株式会社
2014年8月29日	Credorax Japan株式会社	

所管	登録年月日	資金移動業者名	
関東財務局	2014年10月1日	LINE Pay株式会社	
	2014年11月26日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	
	2015年2月6日	株式会社海外送金ドットコム	
	2015年8月18日	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	
	2015年8月18日	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	
	2015年12月2日	BDOレミットジャパン株式会社	
	2015年12月14日	ヤフー株式会社	
	2016年4月21日	GMOイブシロン株式会社	
	2016年5月16日	株式会社デジタルワレット	
	2016年6月23日	ペイオニア・ジャパン株式会社	
	2016年11月30日	WorldRemit Ltd.	
	2017年2月10日	FSR Holdings株式会社	
	2017年4月5日	ワールドファミリー株式会社	
	2017年7月3日	松井証券株式会社	
	2017年10月5日	株式会社pring	
	2017年10月5日	ペイセイフ・ジャパン株式会社	
	2017年11月21日	株式会社アジアンネット	
	2017年11月28日	株式会社ウェブマネー	
	2017年12月7日	株式会社C&B	
	2018年1月17日	Solomon Capital Japan株式会社	
	2018年3月14日	株式会社KABAYAN INTERNATIONAL	
	2018年3月22日	株式会社メルベイ	
	2018年4月23日	株式会社セブン・ペイメントサービス	
	2018年6月12日	CURFEX JAPAN株式会社	
	2018年7月26日	REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社	
	2018年7月27日	株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE	
	2018年8月15日	JALペイメント・ポート株式会社	
	2018年10月2日	ホワイトカード株式会社	
	2018年12月25日	株式会社エムティーアイ	
	東海財務局	2011年2月1日	株式会社電算システム
	北陸財務局	2012年6月15日	株式会社ディコミュニケーションズ
	近畿財務局	2015年6月19日	株式会社アプラス

資金移動業者の実態：1件あたりの送金額

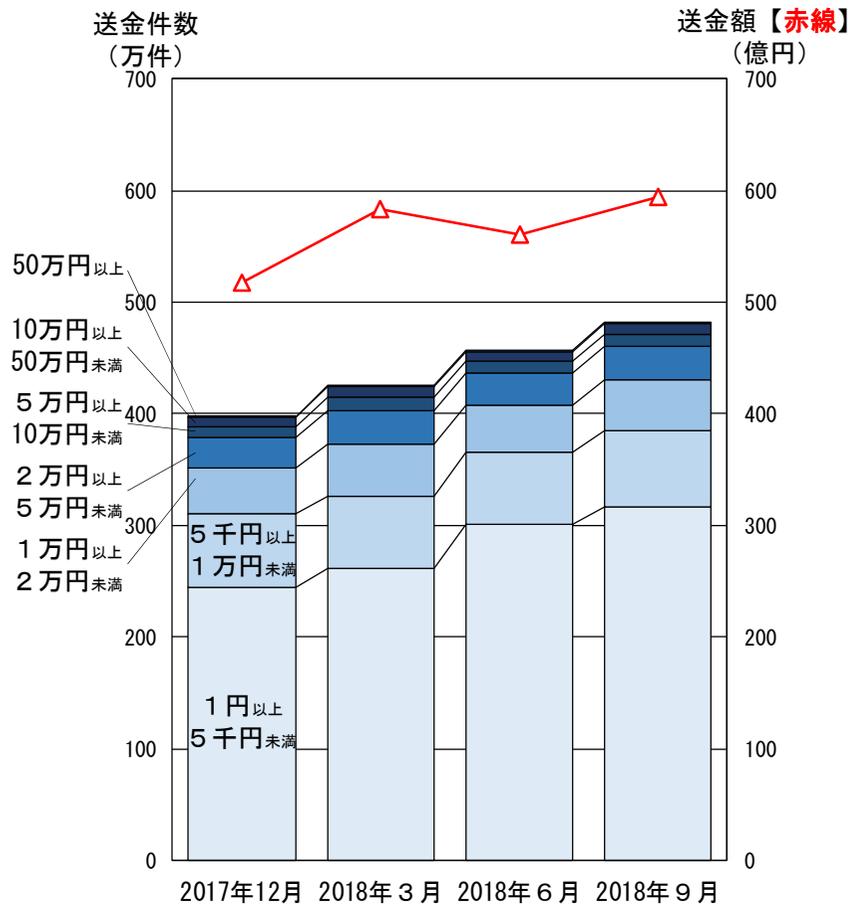
参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数を検証したところ、①1件あたり50万円未満の送金がほとんどであり、②特に、1件あたり5千円未満の少額の送金が過半を占めていることが確認された。

計数の提供を受けた資金移動業者8社の月間の送金件数と送金額

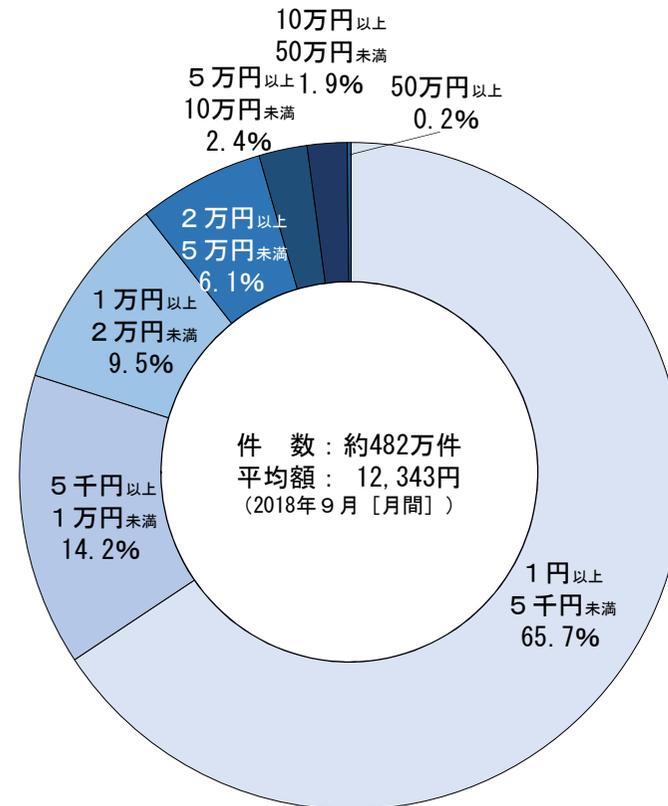
以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は8社合計の計数。

計数の提供を受けた資金移動業者8社の送金額の分布

以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は8社合計の計数。

資金移動業者の実態：利用者資金の残高

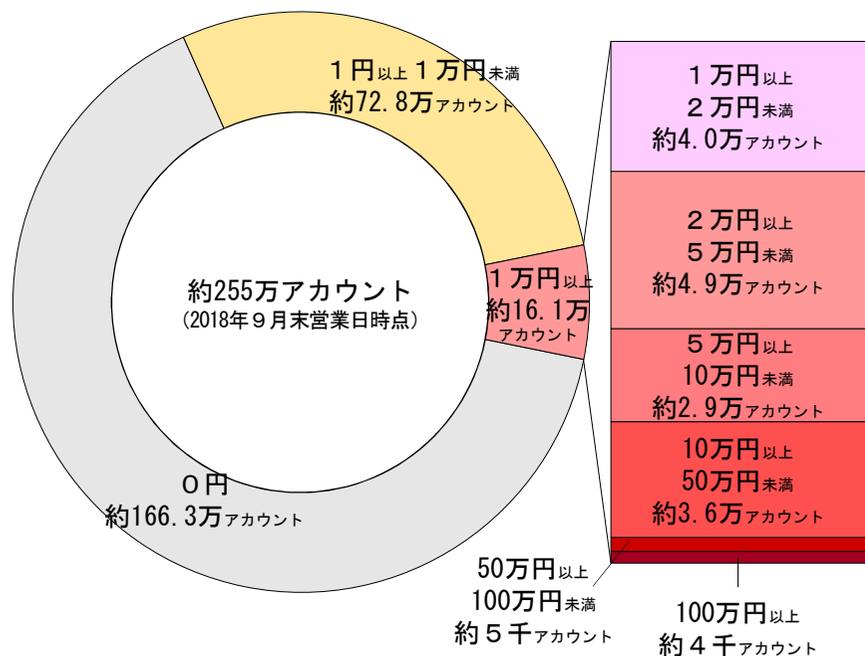
参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 計数の提供を受けた資金移動業者のアカウント計約255万の中には、利用者資金残高が、①1万円以上のアカウントが約16万、②100万円以上のアカウントが約4千存在。また、10億円以上のアカウントも存在。
- 1アカウントあたりの入金上限額を設定していることが確認できる資金移動業者は、登録業者64業者中15業者。

計数の提供を受けた資金移動業者7社の利用者資金残高の分布

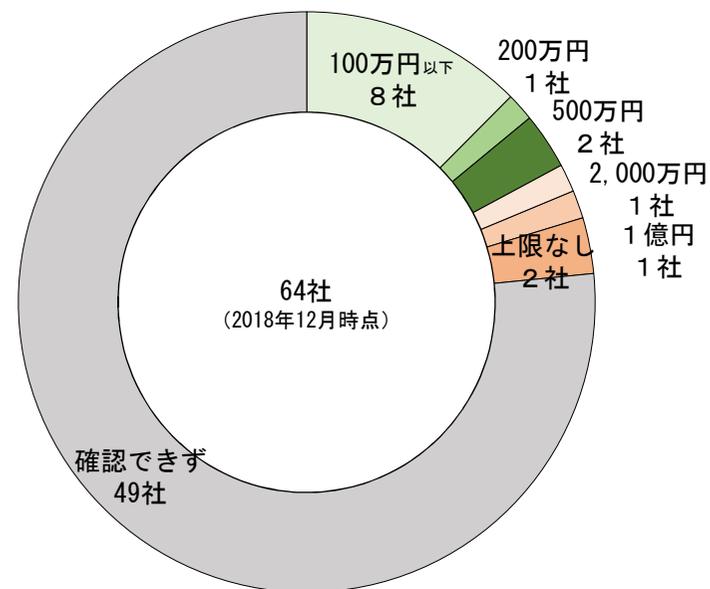
以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は7社合計の計数。

1アカウントあたりの入金上限額の分布

以下は、財務局に提出された登録簿及び各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき作成した図表である点に留意する必要がある。



※財務局に提出された登録簿及び各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき金融庁作成。 ※個人向け、法人向けの別を問わず、サービスの内容等により上限額に差を設けている場合はいずれか高い額を記載し、上限がない旨を明記している場合は「上限なし」と記載。

収納代行・代金引換等、ポイント・サービス

「共通した認識を得ることが困難であった事項については、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる。ただし、制度整備を行わないことは、利用者保護が十分であることを意味するものではなく、収納代行サービス等が銀行法に抵触する疑義がないことを意味するものでもないと考えられる。」

【参考1】金融制度スタディ・グループ事務局注（2019年1月）：上記「共通した認識を得ることが困難であった事項」には、収納代行・代金引換等、ポイント・サービスが含まれる。

【参考2】金融審議会金融分科会第二部会の下に当時設けられていた「決済に関するワーキング・グループ」による報告には、収納代行・代金引換等、ポイント・サービスについて、種々の意見が記されている。

（収納代行・代金引換等についての主な意見の概要）

- 収納代行サービス等は為替取引に該当する疑義があること、資金の支払人や受取人の保護を図る必要があること、等から制度整備を行う必要性がある。
- 収納代行サービス等は為替取引に該当しないこと、二重支払の防止を規定していること、利用者利便が低下すること、等から制度整備を行う必要はない。

（ポイント・サービスについての主な意見の概要）

- 消費者はポイントに対して支払を行っているとの認識があること、ポイントの発行が多額になっていること、ポイントでの支払やポイント交換の対象が広がっていること、等から制度整備を行う必要がある。
- ポイントは基本的に景品・おまけとして無償で発行されていること、利用範囲が限定されていること、等から制度整備を行う必要はない。

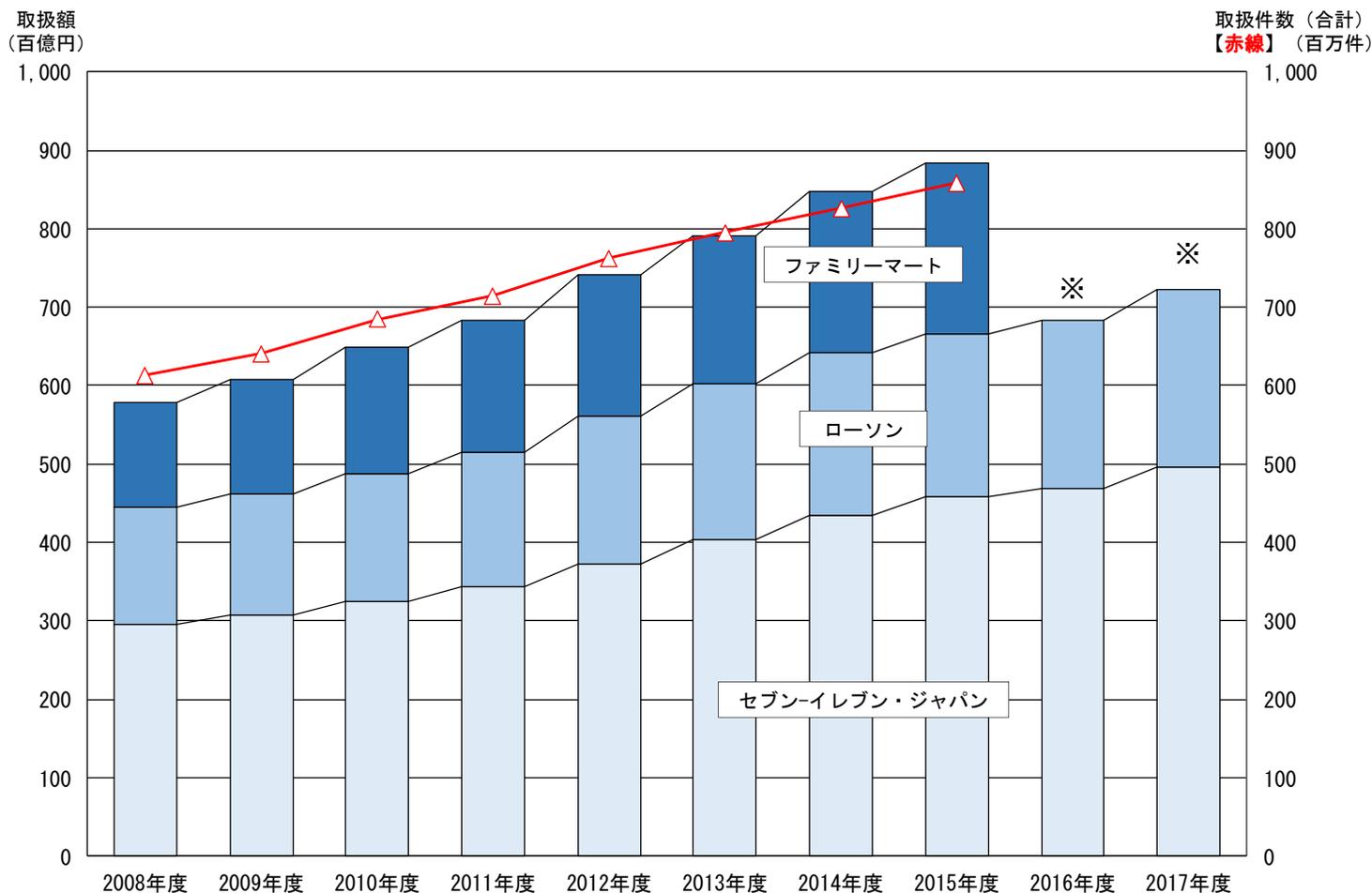
コンビニエンス・ストアによる収納代行の取扱額と件数の推移

参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 大手コンビニエンス・ストアによる公共料金等の収納代行の取扱額及び件数は、引き続き増加傾向にある。
- コンビニエンス・ストアによる収納代行は、利便性の高いサービスとして定着しており、これまで、社会的・経済的に重大な被害は発生していないとの指摘もある。

大手コンビニエンス・ストアによる収納代行の取扱額と件数の推移



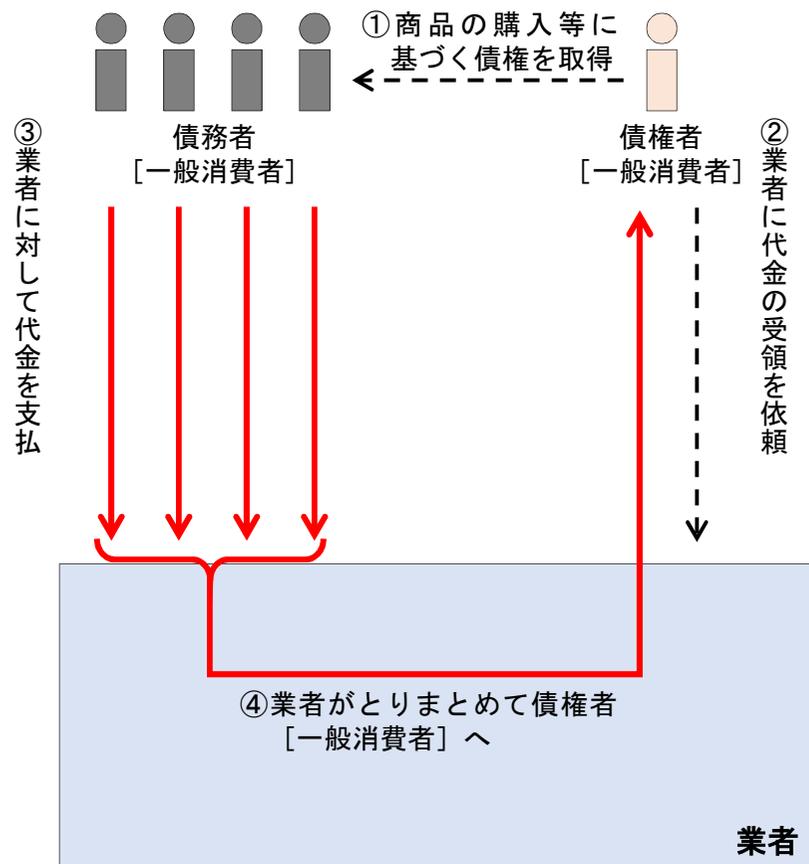
※セブン&アイホールディングス「コーポレートアウトライン (2017年度版)」、「コーポレートアウトライン (2016年度版)」、「セブン&アイ・ホールディングス事業概要 - 投資家向けデータブック (2013年度版) -」、ローソン「2018年2月期決算補足資料」、「2017年2月期決算補足資料」、「2016年2月期決算補足資料」、「2015年2月期決算補足資料」、「2014年2月期決算補足資料」、「2013年2月期決算補足資料」、「2012年2月期決算補足資料」、「2011年2月期決算補足資料」、ユニバーファミリーマートホールディングス「2016年2月期決算補足資料」、「2015年2月期決算補足資料」、「2014年2月期決算補足資料」、「2013年2月期決算補足資料」、「2012年2月期決算補足資料」に基づき金融庁作成。 ※セブン-イレブン・ジャパンの計数は「料金収納取扱金額」及び「料金収納件数」、ローソンの計数は「収納代行業務の状況 (全店)」における「収納金額」及び「取扱件数」、ファミリーマートの計数は「料金代行収納の状況」における「取扱金額」及び「取扱件数」を集計。 ※ファミリーマートについては、ウェブサイトの情報に基づき収納代行の取扱額と件数を確認することができる2015年度までの計数を集計。

新しい「収納代行」サービス

- 2009年の金融審議会における議論は、主には、コンビニエンス・ストアによる「収納代行」や、運送業者による「代金引換」を念頭に行われていた。現在では、このほか、①債権者が事業者ではなく一般消費者であるものや、②複数の電子商取引（EC）サイトにおける事業者の売上を受領・管理するもの、も登場している。

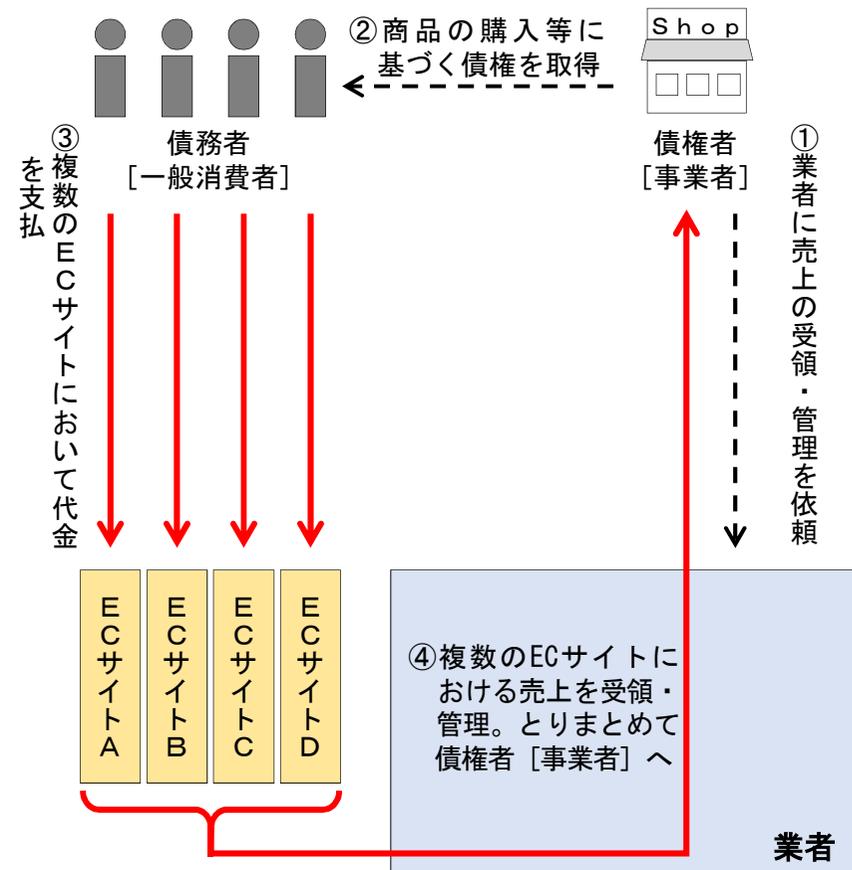
新しいサービスの例（１）

債権者〔一般消費者〕に代わって、債務者〔一般消費者〕から商品等の代金を受領するもの



新しいサービスの例（２）

債権者〔事業者〕に代わって、複数の電子商取引（EC）サイトにおける売上を受領・管理するもの



ポイントに係る引当金の推移

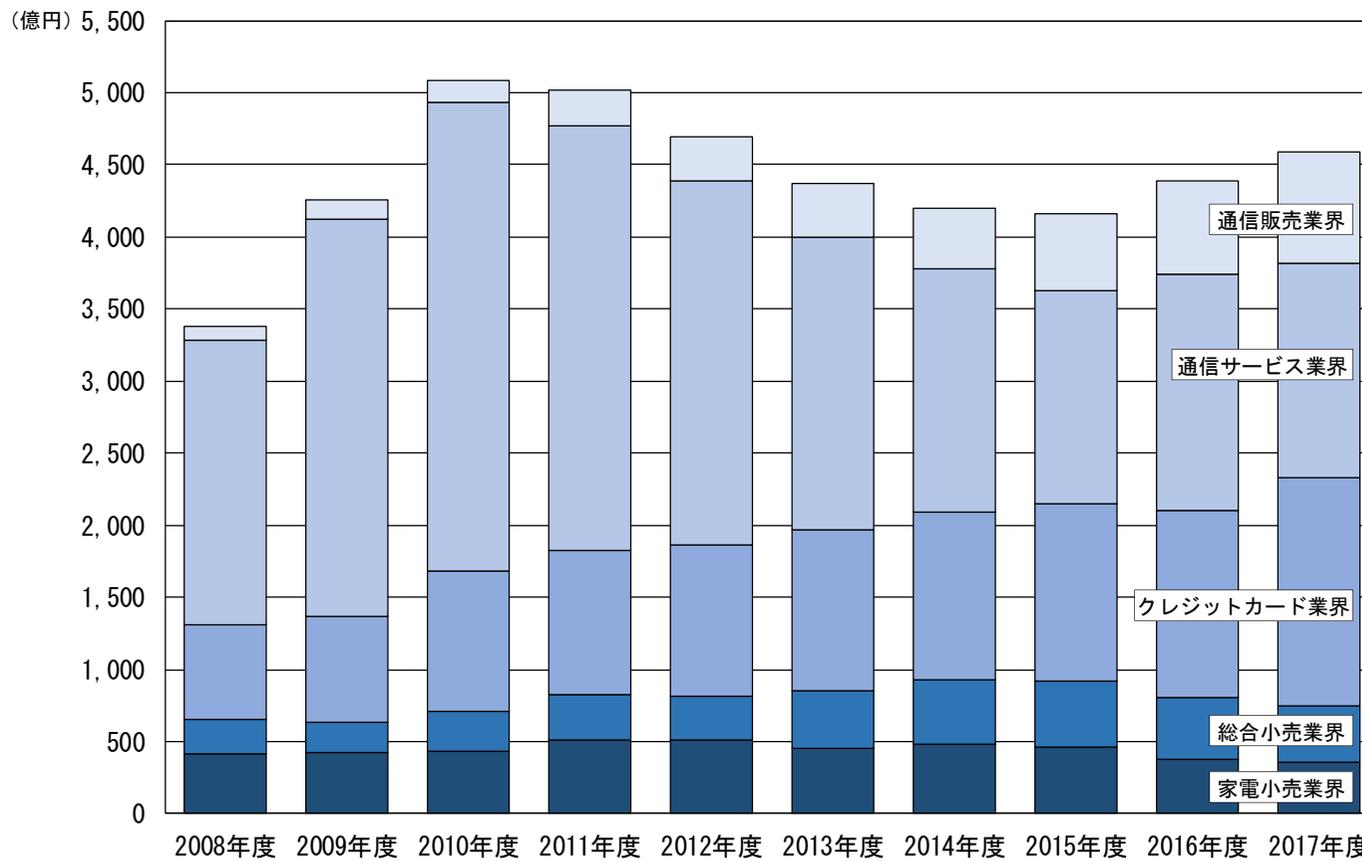
参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- ポイントに係る引当金は、ポイントの利用実績等も踏まえて計上されるものであり、ポイントの発行残高を直接的に示すものではないが、一定の関係は有すると考えられる。
- 各業界における売上高等が大きい事業者のポイントに係る引当金を見ると、一律に増加しているわけではない。

ポイントに係る引当金の推移

〔以下は、ポイント・サービスの提供が広く行われていると考えられる各業界について、売上高等が大きい事業者のうち、決算資料等からポイントに係る引当金を把握可能な者について作成した図表である。ポイントすべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。〕



※各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき金融庁作成。 ※「ポイントに係る引当金」とは、各社決算資料等に記載された『ポイント引当金』、『カードポイント引当金』、『販売促進引当金』（ポイントに係る引当として計上されたものであると確認できるものに限り）、であり、各年度（4月から翌年3月までの1年間を指す）内における各事業者の決算期末日の計数を用いた。 ※対象は、各業界における売上高（クレジットカード業界については取扱高）の大きい事業者のうち、「ポイントに係る引当金」をウェブサイト掲載の決算資料等に記載している事業者（通信販売：楽天〔単体〕、ヤフー〔単体〕。通信サービス：NTTドコモ〔連結〕、KDDI〔単体〕、ソフトバンクグループ〔連結〕。クレジットカード：三井住友フィナンシャルグループ〔連結〕、三菱UFJニコス〔連結〕、クレディセゾン〔連結〕、トヨタファイナンス〔連結〕、オリエン特コーポレーション〔連結〕。総合小売：イオン〔連結〕、セブン&アイ・ホールディングス〔連結〕。家電小売：ヤマダ電機〔連結〕、ビックカメラ〔連結〕、エディオン〔連結〕、ノジマ〔連結〕、上新電機〔連結〕。）とした。 ※売上高については日本経済新聞社ウェブサイト掲載の情報（2019年1月時点）、クレジットカード取扱高については浅見淳編「月刊消費者信用」（一般社団法人金融財政事情研究会、2018年9月）11頁、を参照した。 なお、ウェブサイト掲載の情報からは、すべての年度の計数を把握できなかった事業者も存在し、上新電機は2011年度/三井住友フィナンシャルグループは2010年度/トヨタファイナンスは2012年度以降の計数のみ、ソフトバンクグループは2016年度以前の計数のみ、を用いた。従って、上記図表について年度間の単純比較はできない点に留意する必要がある。

ポイント同士の交換

参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- ポイント同士の交換の可否の状況を約十年前と比較すると、①新たに交換が可能となったものもあれば、逆に、②（以前は交換が可能であったが）交換が不可能となったものもある。
- 交通系ICカードにチャージしたり、ギフト券と交換したりできるポイントや、現金化できるポイントも存在。

ポイント同士の交換の可否の状況

〔以下は、各社ウェブサイト等において確認することができた情報に基づき作成した図表である点に留意する必要がある。〕

2007年7月時点

交換先 交換元	ANA マイル (全日本空輸)	JAL マイル (日本航空)	Gポイント (ジー・プラン)	ネットマイル (ネットマイル)	Tポイント (TSUTAYA)	楽天スーパー ポイント (楽天)	ドコモポイント (NTTドコモ)	ローソン ポイント (ローソン)	ビックポイント (ビックカメラ)
ANA マイル (全日本空輸)		×	×	×	○	○	×	×	×
JAL マイル (日本航空)	×		×	×	×	×	○	×	
Gポイント (ジー・プラン)	○	×		×	×	×	○	×	
ネットマイル (ネットマイル)	○	×	×		×	×	○	×	
Tポイント (TSUTAYA)	○	×	×	×		○	×	×	
楽天スーパー ポイント (楽天)	○	×	×	×	○		×	×	
ドコモポイント (NTTドコモ)	×	×	×	×	×	×		×	
ローソン ポイント (ローソン)	×	○	×	×	×	○	×	×	
ビックポイント (ビックカメラ)	×	×	×	×	×	×	×		

※金融審議会金融分科会第二部会「決済に関するワーキング・グループ」（第6回）（2008年9月12日）の事務局提出参考資料（各社ウェブサイト掲載の情報に基づき金融庁作成（2007年7月時点））を抜粋。

2019年1月時点

交換先 交換元	ANA マイル (全日本空輸)	JAL マイル (日本航空)	Gポイント (ジー・プラン)	ネットマイル (ネットマイル)	Tポイント (カルチュア・ コンビニエンス・ クラブ)	楽天スーパー ポイント (楽天)	dポイント (NTTドコモ)	Pontaポイント (ロイヤリティ マーケティング)	ビックポイント (ビックカメラ)	交通系 ICカード・ ギフト券など	現金
ANA マイル (全日本空輸)		×	×	×	○	○	×	×	×	○	×
JAL マイル (日本航空)	×		×	×	×	×	○	○	○	○	×
Gポイント (ジー・プラン)	○	○		×	○	×	○	○	○	○	○
ネットマイル (ネットマイル)	○	○	×		○	×	○	×	○	○	○
Tポイント (カルチュア・ コンビニエンス・ クラブ)	○	×	×	×		×	×	×	×	○	○
楽天スーパー ポイント (楽天)	○	×	×	×	×		×	×	×	○	×
dポイント (NTTドコモ)	×	○	×	×	×	×		○	×	○	×
Pontaポイント (ロイヤリティ マーケティング)	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×
ビックポイント (ビックカメラ)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×

※各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき金融庁作成（2019年1月時点）。※航空会社、ポイント交換サイト運営事業者、共通ポイント発行事業者、家電小売店が発行するポイントのうち、2007年7月時点の資料（左記）と比較可能なものを掲載。航空会社については日本の事業者を、家電小売店については売上高の大きい事業者を、対象とした。なお、ドコモポイントは2015年にdポイントに、ローソンポイントは2010年にPontaポイントに、それぞれ移行した。※「交通系ICカード・ギフト券など」は、Suica、楽天Edy、アマゾンギフト券、スターバックスカード、等の前払式支払手段を指す。※2007年7月時点では交換可能ではなかったが2019年1月時点では交換可能であるものを赤字、2007年7月時点では交換可能であったが2019年1月時点では交換可能でないものを青字、とした。